

福島県工業用水道事業

I - 1 平成 26 年度福島県工業用水道事業決算審査意見

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成 26 年度福島県工業用水道事業決算

2 審査の期間

平成 27 年 7 月 27 日から 8 月 25 日まで

3 審査の手続

この決算審査に当たっては、

- (1) 事業の経営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されたか
- (2) 決算書類は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われたか
- (4) 財務に関する事務は、適正に執行されたか
- (5) 新会計制度に準拠しているか

などを主眼として、知事から提出された決算諸表、証書類等の内容について、決算の計数を関係帳票、証拠書類等と照合し、関係職員から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査などの結果を勘案して実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された決算書類及び同附属書類は、改正後の地方公営企業法及び関係法令に基づく新会計制度に準拠した会計原則に則り作成され、本事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められる。また、当年度の予算の執行及び財務に関する事務については、適正に執行されたものと認められる。

経営成績では、事業収益が26億1,363万9,819円に対し事業費用は24億5,076万6,902円で、当年度の純利益は1億6,287万2,917円となっており、前年度より1億2,395万3,435円損益が悪化したが、これは営業費用にかかる資産減耗費が前年度より1億4,537万3,496円増加したことなどによるものである。

当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総供給量3億2,487万709m³で、前年度と比較して9万5,363m³(0.0%)増加している。

なお、当年度における建設改良事業については、中央監視制御設備更新工事を実施している。

2 意見

事業運営については、引き続き、地方公営企業の基本原則である「経済性の発揮と公共の福祉増進」に留意しながら、次の事項について適切な対応をとられるよう努められたい。

(1) 経営健全化の推進について

工業用水の経営状況については、依然として厳しい環境にあることから、中長期的な経営見通しに立って、引き続き経営の合理化・効率化を推進し経営の健全化に努められたい。

(2) 相馬及び好間工業用水道の未売水の縮減について

相馬及び好間工業用水道については、多くの未売水を抱え収支差分について一般会計からの補てんを受けるなど、経営は厳しい状況にあることから、関係機関と連携し、新たな需要の開拓に努められたい。

(3) 好間工業用水道のいわき市への譲渡について

好間工業用水道については、事業開始時の合意に基づくいわき市への事業譲渡に向けた協議を一層推進するよう努められたい。

(4) 工業用水道施設・設備の整備について

安定給水の確保に向けて、より災害に強い施設の整備を図るとともに、老朽化が進んでいる工業用水道施設・設備については、工業用水道事業中長期計画に基づき計画的な整備を着実に実施するよう努められたい。

福島県地域開発事業

I - 2 平成 26 年度福島県地域開発事業決算審査意見

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成 26 年度福島県地域開発事業決算

2 審査の期間

平成 27 年 7 月 27 日から 8 月 25 日まで

3 審査の手続

この決算審査に当たっては、

- (1) 事業の経営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されたか
- (2) 決算書類は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われたか
- (4) 財務に関する事務は、適正に執行されたか
- (5) 新会計制度に準拠しているか

などを主眼として、知事から提出された決算諸表、証書類等の内容について、決算の計数を関係帳票、証拠書類等と照合し、関係職員から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査などの結果を勘案して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された決算書類及び同附属書類は、改正後の地方公営企業法及び関係法令に基づく新会計制度に準拠した会計原則に則り作成され、本事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められる。また、当年度の予算の執行及び財務に関する事務については、適正に執行されたものと認められる。

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において住宅用地 315.01 m²、西側業務用地 5,923.86 m² を分譲している。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が94.5%、白河複合型拠点（造成済み）の工場用地がC工区80.6%、業務用地が50.1%、住宅用地が100%となっている。また、当年度末における未分譲地の面積は、田村西部工業団地が35,001.61m²、白河複合型拠点（造成済み）の工場用地がC工区42,248.95m²、業務用地が44,221.61m²となっている。

経営成績については、事業収益5億5,717万6,104円に対し事業費用は50億5,475万9,231円で、当年度の純損失は44億9,758万3,127円となっており、損失額は前年度と比較して1億8,119万6,042円（3.9%）減少しているが、これは、新会計制度に基づく事業資産の低価法適用に伴う過年度たな卸資産評価損を計上したものの、前年度の損失額を下回ったことなどによるものである。

地域開発事業は、これまで工業団地の造成・分譲等を通して本県への企業立地を誘引し雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、バブル崩壊後の地価の下落や他地域との競合により原価を下回る販売価格とせざるを得ないなどの要因も加わって、極めて厳しい経営状況となっている。

平成26年度末には、累積欠損金は186億3,996万8,197円に達し、企業債残高も160億9,890万5,607円に上るなど、極めて憂慮すべき状況である。

2 意見

事業運営については、上記のような厳しい状況を踏まえ、引き続き地方公営企業の基本原則である「経済性の發揮と公共の福祉増進」に留意しながら、次の事項について適切な対応をとられるよう努められたい。

(1) 未分譲地の分譲促進などについて

地域開発事業については未だ多くの造成済未分譲地を抱えている状況にある。地域開発事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況であるが、引き続き、より有利な本県の企業立地補助金の活用も訴えながら、未分譲地の分譲促進を図られ企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化などを通じ県内産業の振興に努められたい。

また、白河複合型拠点A工区については、引き続きオーダーメイド方式による企業誘致を推進されたい。

(2) 厳しい経営状況への対応について

新会計制度に基づく低価法適用による事業資産の大幅な減少などにより債務超過の額が拡大しており、また、地域開発事業単体での経営の合理化・効率化では企業債償還財源を確保できない状況にあることから、それらの解消に向けた具体的方策について関係部局等との協議を進められたい。

福島県立病院事業

II 平成 26 年度福島県立病院事業決算審査意見

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成 26 年度福島県立病院事業決算

2 審査の期間

平成 27 年 7 月 27 日から 8 月 25 日まで

3 審査の手続

この決算審査に当たっては、

- (1) 事業の経営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されたか
- (2) 決算書類は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われたか
- (4) 財務に関する事務は、適正に執行されたか
- (5) 新会計制度に準拠しているか

などを主眼として、知事から提出された決算諸表、証書類等の内容について、決算の計数を関係帳票、証拠書類等と照合し、関係職員から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査などの結果を勘案して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された決算書類及び同附属書類は、改正後の地方公営企業法及び関係法令に基づく新会計制度に準拠した会計原則に則り作成され、本事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められる。また、当年度の予算の執行及び財務に関する事務については、おむね適正に執行されたものと認め

られる。

・県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止していることから、平成 26 年度当初において利用可能な施設は、3 病院、許可病床数 336 床である。

平成 26 年度の患者数は、入院が延べ 7 万 3,890 人、外来が延べ 9 万 4,459 人で、前年度と比較して、入院は 6,825 人 (8.5%) の減少、外来は 1 万 459 人 (10.0%) の減少となった。その主な要因は、会津医療センター開所に向けて、会津総合病院が平成 25 年 5 月で廃止されたことによるものである。

なお、現在稼働している矢吹病院・宮下病院・南会津病院の 3 病院の平成 26 年度の患者数は、入院が前年度と比較して 3,024 人 (3.9%) の減少、外来が前年度と比較して 750 人 (0.8%) の減少となっており、外来は前年度とほぼ変わらない状況で推移しているものの、平均在院日数の減などにより入院患者が減少している。

経営成績では、総収益 68 億 4,088 万 2,473 円に対し総費用が 83 億 7,886 万 6,099 円となった。その結果、純損失は 15 億 3,798 万 3,626 円で前年度と比較して 8 億 8,214 万 8,856 円 (134.5%) 増加している。純損失額が増加したのは、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したことなどにより 6 億 6,992 万 6,547 円を経常利益として計上したもの、遊休資産となっている旧会津総合病院の建物などを適正な帳簿価額とするために行った減損処理について、特別損失に 12 億 8,351 万 427 円計上したことなどによるものである。新会計制度以外の動きとしては、収益において、会津総合病院廃止に伴う入院・外来収益の減 (299,852 千円)、既存病院の患者数減による入院・外来収益の減 (164,205 千円) などがあり、費用において、会津総合病院廃止に伴う材料費・経費の減 (493,335 千円)、会津医療センター開所関係経費の減 (230,732 千円) などがある。

平成 26 年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額 38 億 6,944 万 4,259 円となっているが、これは前年度と比較して 9 億 2,539 万 1,114 円 (19.3%) 減少している。これは、企業債元金償還に伴う一般会計繰入金が、平成 25 年度で 14 億 2,844 万 4,766 円であったのに対し、平成 26 年度は 5 億 8,858 万 7,827 円となったことなどによるものである。

また、累積欠損金に係る動きとしては、平成 25 年度期末において 282 億 1,966 万 325 円であったが、新会計制度適用により平成 26 年度期首において、過年度未償却分 2 億 4,249 万 1,828 円を減価償却累計額へ計上するとともに、過年度長期前受金収益化分 97 億 7,428 万 8,755 円を累積欠損金圧縮のため充当したことから 186 億 8,786 万 3,398 円となった。加えて、平成 27 年 3 月に 75 億 9,914 万 9,638 円の資本金の減資を行い累積欠損金圧縮のため充当したことから 110 億 8,871 万 3,760 円となったが、平成 26 年度の純損失 15 億 3,798 万 3,626 円を加えた累積欠損金は 126 億 2,669 万 7,386 円となった。

2 意 見

平成 21 年 5 月に策定された「福島県県立病院改革プラン」の計画期間が平成 25 年度に満了し、その後継計画として平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から 28 年度の 3 カ年を計画期間として「第二次福島県県立病院改革プラン」が策定されたところであり、その基本目標である「地域に必要とされる質の高い医療の提供と病院経営の健全化」に向けて様々な取組を推進しており、一定の成果は認められる。

しかしながら、矢吹病院及び南会津病院の医業収益の減少等の要因により収益が減少し損失が増加したことから、収支差補てん額が、12 億 1,365 万 8,984

円と前年度と比較して3,568万8,061円増加している。それに加えて、企業債の元金償還に係る一般会計繰入金相当額の収益化や資本金の減資により累積欠損金の圧縮に努めたものの、当年度において、減損損失などにより15億円の純損失を計上し、累積欠損金は126億円に達するなど、依然として経営状態は極めて憂慮すべき状況にある。

今後の病院経営に当たっては、地方公営企業の基本原則である「経済性の発揮と公共の福祉増進」に留意しながら、平成26年3月に策定された「第二次福島県立病院改革プラン」の目標達成のため、次の事項について的確な対応を図り、経営改善に資する具体的な施策を実施することにより、県民に期待され信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう積極的に取り組まれたい。

(1) 経営基盤の強化について

病院局が統轄する県立病院は、大野病院を除けば、へき地や精神医療など政策医療を担う病院のみであるが、「第二次福島県立病院改革プラン」に基づき、引き続き、県立医科大学などと連携し医師の安定的確保を図り質の高い医療を提供するとともに、収益確保と費用削減による一般会計からの収支差補てん額の圧縮に向けて一層健全な病院経営に取り組まれたい。

(2) 医業未収金について

個人に係る過年度医業未収金は、訪問徴収の実施や外部委託等により、全体として遞減傾向にあるものの、依然として多額に上っているため、今後とも債権管理を適正に行うとともに、未収金の早期回収に向け組織的に取り組まれたい。加えて、新たな未収金の発生防止にも努められたい。

また、廃止病院等に係る未収金の回収についても本局において適切に取り組まれたい。

(3) 県立病院改革について

平成26年3月に、平成26年度から28年度の3カ年を計画期間として「第二次福島県立病院改革プラン」が策定されたところであるが、その後、平成27年3月に総務省より「新公立病院改革ガイドライン」が示されたところである。県（保健福祉部）が行う「医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組」と整合性を図るため、「新公立病院改革ガイドライン」に基づき「第二次福島県立病院改革プラン」を見直し、地域医療構想を踏まえた県立病院としての役割を明確にするとともに、経営の効率化に総合的に取り組まれたい。

(4) 双葉地域の復興・再生と避難者の帰還促進等について

双葉地域の復興・再生と避難者の帰還促進等のため、楢葉町に整備を進めている大野病院の附属診療所について、平成28年2月に計画どおり開所できるよう、適切に対応されたい。

なお、休止中の大野病院については、関係町村等の意向を踏まえながら今後の方向性などについて検討されたい。

3 各病院・病院局の決算状況及び意見

(1) 矢吹病院

平成26年度の利用状況は、入院患者数延べ4万6,673人、外来患者数延べ1万4,762人であり、前年度と比較して入院は2,398人(4.9%)、外来は42人(0.3%)とともに減少した。入院患者減少の要因は、早期退院、地域生活移行の取組によるものであり、外来患者減少の要因は、デイケアの減少

によるものである。

事業収支は、費用が 17 億 6,924 万 7,334 円と前年度と比較して 3,003 万 6,747 円 (1.7%) 増加し、収益が 17 億 2,953 万 2,359 円で前年度と比較して 958 万 3,934 円 (0.6%) 減少したため、純損失は 3,971 万 4,975 円と前年度と比較して 3,962 万 681 円 (42,018.2%) 増加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は 6 億 4,046 万 8,777 円で前年度と比較して、損失額は 5,082 万 8,802 円増加している。

当病院は、措置入院患者や民間医療機関では受け入れが難しい処遇困難患者の受け入れなどを行ってきているが、今後とも県民の要望に応じた児童思春期外来や処遇困難患者等の受入体制を充実強化するとともに、入院患者の動向等を考慮した病棟のダウンサイ징と機能分化を図られたい。加えて、心身喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関の指定取得や、地域生活移行を支援するアウトリーチ型医療への取組など、県内唯一の公的精神科病院として精神科医療の充実と経営改善を図られたい。とりわけ、当病院の経営改善のためには、地域住民の理解が不可欠であることから、より地域に開かれ親しまれる病院となるよう、引き続き積極的な取組を進められたい。

(2) 宮下病院

平成 26 年度の利用状況は、入院患者数延べ 6,302 人、外来患者数延べ 1 万 5,276 人で、前年度と比較して、入院は 2,092 人 (49.7%)、外来は 263 人 (1.8%) とともに増加した。入院及び外来患者増加の要因は、平成 26 年 4 月から常勤内科医 3 名体制から 4 名体制としたことなどによるものである。

事業収支においては、収益が 6 億 6,547 万 2,799 円で前年度と比較して 2,380 万 2,371 円 (3.7%) 増加したものの、費用が 6 億 7,359 万 3,193 円と前年度と比較して 3,131 万 8,337 円 (4.9%) 増加したため、純損失は 812 万 394 円と前年度と比較して 751 万 5,966 円 (1,243.5%) 増加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は 2 億 5,102 万 8,157 円で前年度と比較して、4,284 万 8,689 円の減少となっている。主な要因は、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したためである。

当病院は、県内で最も高齢化率が高く過疎化の進行も著しい地域を診療圏としており、病院経営を取り巻く環境は極めて厳しいものがあるが、地域の医療・保健・福祉関係機関との連携を深め、診療所への診療応援、在宅医療や地域住民の健康増進活動への支援など、引き続きへき地拠点病院としての役割を果たされたい。

(3) 南会津病院

平成 26 年度の利用状況は、入院患者数延べ 2 万 915 人、外来患者数延べ 6 万 4,421 人で、前年度と比較して入院は 2,718 人 (11.5%)、外来は 971 人 (1.5%) とともに減少した。入院患者減少の要因は内科の在院日数の減と整形外科での常勤麻酔科医不在による手術件数の減などによるものであり、外来患者減少の要因は外科、産婦人科及び眼科での新患の減などによるものである。

事業収支は、収益が 23 億 4,120 万 6,428 円で前年度と比較して 1 億 6,077 万 7,955 円 (7.4%) 増加したものの、費用が 23 億 5,000 万 6,830 円で前年度

と比較して1億6,736万1,404円(7.7%)増加したことから、純損失は880万402円と前年度と比較して658万3,449円(297.0%)増加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は3億7,879万7,821円で前年度と比較して、損失額は8,142万8,044円増加している。

当病院は、南会津医療圏内唯一の病院として、診療体制の充実や救急医療への積極的な対応など、医療機能の強化に努めているところであるが、今後とも、べき地医療の中心的な役割を担うため、引き続き医師の安定的確保などにより診療体制の整備充実を図るとともに、一層の経営改善に努められたい。

(4) 大野病院

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっていることから、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益は原子力損害賠償請求による賠償金が主なものであり、8億8,921万7,995円で前年度と比較して2億9,092万2,653円(48.6%)増加した。費用は人件費が主なものであり、9億1,260万1,071円と前年度と比較して4,881万9,280円(5.7%)増加した。この結果、純損失は2,338万3,076円となり前年度と比較して2億4,210万3,373円の減少となった。

また、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したことも純損失が減少した要因となっている。当病院の経常的経費に係る財源の確保や財物の適正な補償に向けて、引き続き原子力損害賠償請求を適切に行われたい。

平成28年2月に開所予定の附属診療所については、円滑に運営できるよう適切に対応されたい。

(5) 病院局

平成26年度の収支は、新会計制度適用により遊休資産となっている旧会津総合病院の建物部分の減額などを特別損失に約12億円を計上したことにより、費用が26億7,341万7,671円で前年度と比較して14億8,459万1,710円(124.9%)増加するとともに、長期前受金戻入などの収益増により、収益が12億1,545万2,892円で前年度と比較して1億6,419万8,893円(15.6%)増加したことから、純損失は14億5,796万4,779円と前年度と比較して13億2,039万2,817円(959.8%)増加した。

病院局は、県立病院を統轄する機関として医師の確保や病院の経営改革などの取組を進めているが、平成26年3月に策定された「第二次福島県立病院改革プラン」の基本目標である「地域に必要とされる質の高い医療の提供と病院経営の健全化」に向けて、各病院と緊密な連携を図りながら引き続き医師の確保や病院の経営改革などに指導的な役割を果たされたい。

また、医療安全対策については、医療事故防止に向けた体制の強化や研修会などによる医療事故防止マニュアルの職員への周知徹底などに引き続き組織的に取り組まれたい。

さらに、廃止病院等に係る医業未収金などの債権管理、累積欠損金の処理や新会計制度適用などについて適切に対応するとともに、双葉地域の医療体制の整備についても関係町村等の意向を踏まえながら的確に取り組まれたい。

病院別の経営概況

区分	延 患 者 数		病床利用率 %	経 営 収 支		人件費率 %	一般会計 繰 入 率 %	費用係数 %	職 員 数 人
	入 院 人 (前年度比増減率 %)	外 来 人 (前年度比増減率 %)		医業損益 円	純 損 益 円				
矢 吹	46,673 (△ 4.9)	14,762 (△ 0.3)	62.1	△ 731,895,470	△ 39,714,975	132.4	90.5	192.4	116
会津総合	0 (△ 100.0)	0 (△ 100.0)	—	0	0	—	—	—	0
宮 下	6,302 (49.7)	15,276 (1.8)	54.0	△ 301,918,250	△ 8,120,394	120.2	99.7	198.3	38
南 会 津	20,915 (△ 11.5)	64,421 (△ 1.5)	58.5	△ 747,989,256	△ 8,800,402	84.5	57.4	167.5	123
大 野	0 (0.0)	0 (0.0)	—	△ 776,672,963	△ 23,383,076	665.6	224.3	977.9	70
本 局	— —	— —	—	△ 501,234,722	△ 1,457,964,779	—	—	—	17
計	73,890 (△ 8.5)	94,459 (△ 10.0)	60.2	△ 3,059,710,661	△ 1,537,983,626	129.9	117.0	298.8	364

注 1 病床利用率 = $\frac{\text{延入院患者数}}{\text{運用病床数} \times \text{年間診療日数}} \times 100$

3 一般会計繰入率 = $\frac{\text{繰入金}}{\text{医業収益}} \times 100$

2 人件費率 = $\frac{\text{実質人件費}}{\text{医業収益}} \times 100$

4 費用係数 = $\frac{\text{総費用}}{\text{医業収益}} \times 100$